今年度の改正・
来年度の改正の留意点

＜資料1＞

税理士法人　カインズ
代表社員・税理士　北秋　勝己

平成24年10月14日

主催：全国司法書士女性会

■現行の相続税の仕組み

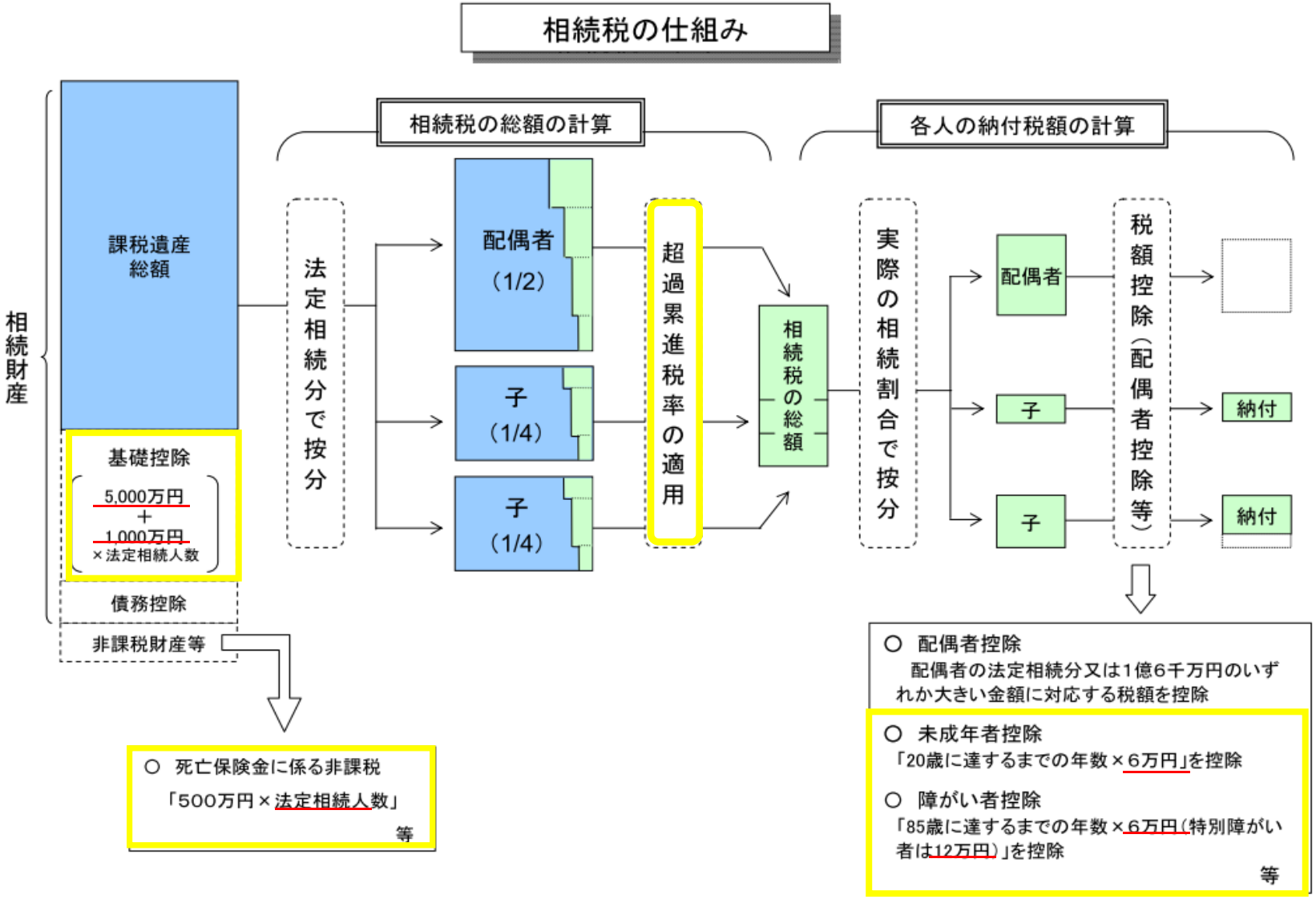
相続税の仕組み
相続財産
課税遺産総額
基礎控除
5,000万円
＋
1,000万円
×法定相続人数
債務控除
非課税財産等
○ 死亡保険金に係る非課税
「500万円×法定相続人数」
等
相続税の総額の計算
法定相続分で按分
配偶者（1/2）
子（1/4）
子（1/4）
超過累進税率の適用
相続税の総額
各人の納付税額の計算
実際の相続割合で按分
配偶者
子
子
税額控除（配偶者控除等）
納付
納付
○ 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
○ 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×6万円」を控除
○ 障がい者控除
「85歳に達するまでの年数×6万円（特別障がい者は12万円）」を控除
等

■今回の相続税の改正により影響が考えられるもの

＜社会保障・税一体改革案＞

・基礎控除引き下げによる増税が厳しい。

・特に2次相続（残された配偶者の相続）に影響大となる。

・財産の多い人には最高税率50％が55％へ増える。

・暦年贈与を含めた相続税対策を実行する人が増える。

■相続税の改正案の概要

相続税は、①基礎控除の引下げ、②最高税率の引上げ、③税率構造の改正等により課税強化の方向

※平成27年1月1日以後に発生する相続または遺贈について適用（？）

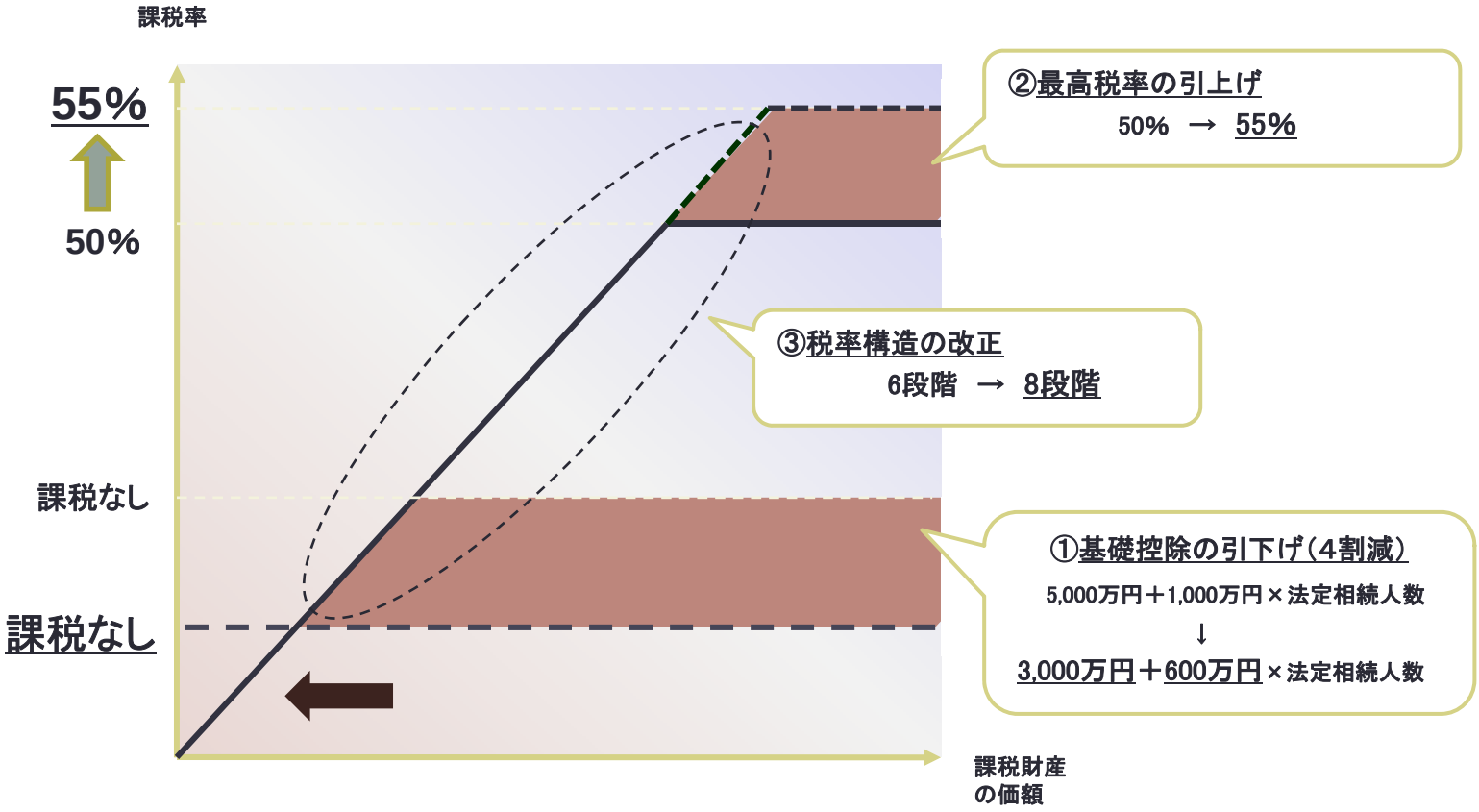

■相続税の基礎控除の引き下げ（増税）

〔改正内容〕

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税より適用（？）

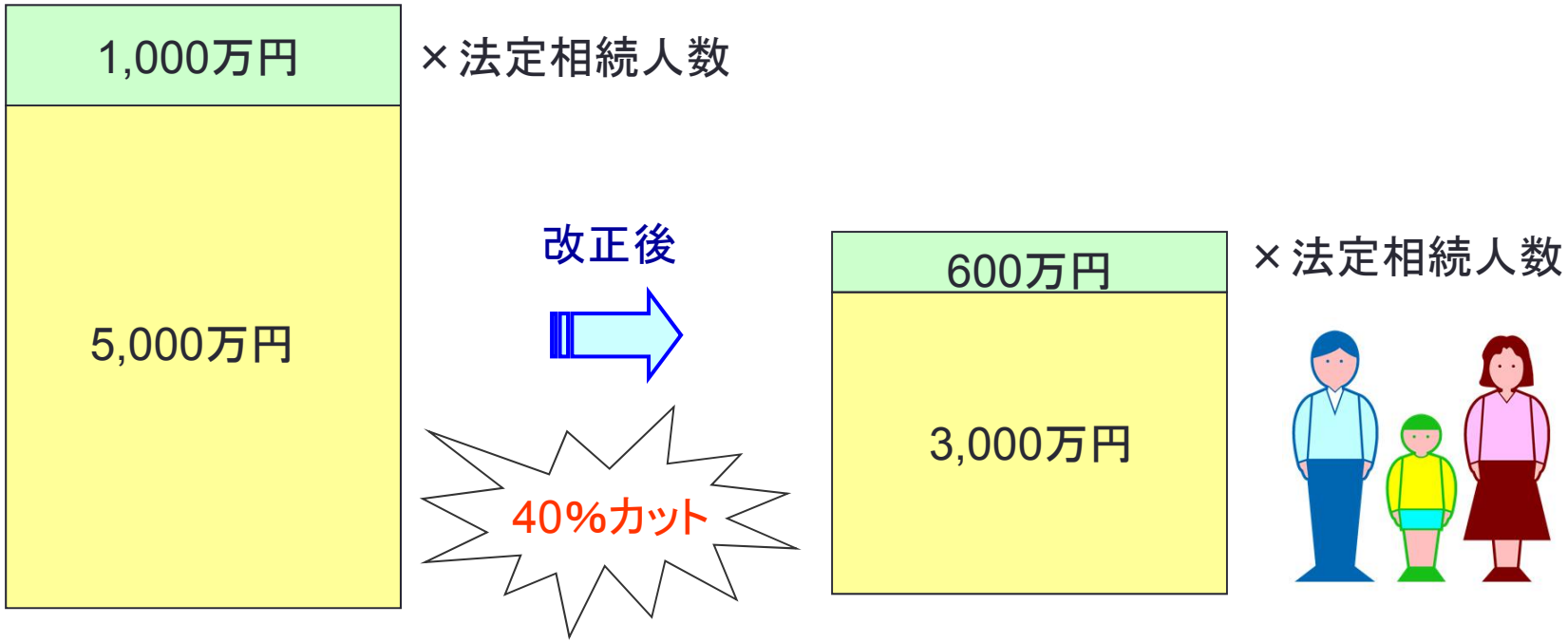

用語の意味：基礎控除額とは相続税を課税する最低課税ラインを定めている限度額のこと

■相続税の改正案の内容（税率構造の改正・最高税率の引上げ）

＜税率構造の改正・最高税率の引上げ＞

法定相続人の取得価額	現　行		改正案	
1,000万円以下	10%	―	10%	―
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円以下			45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

＜左表の現行・改正案＞

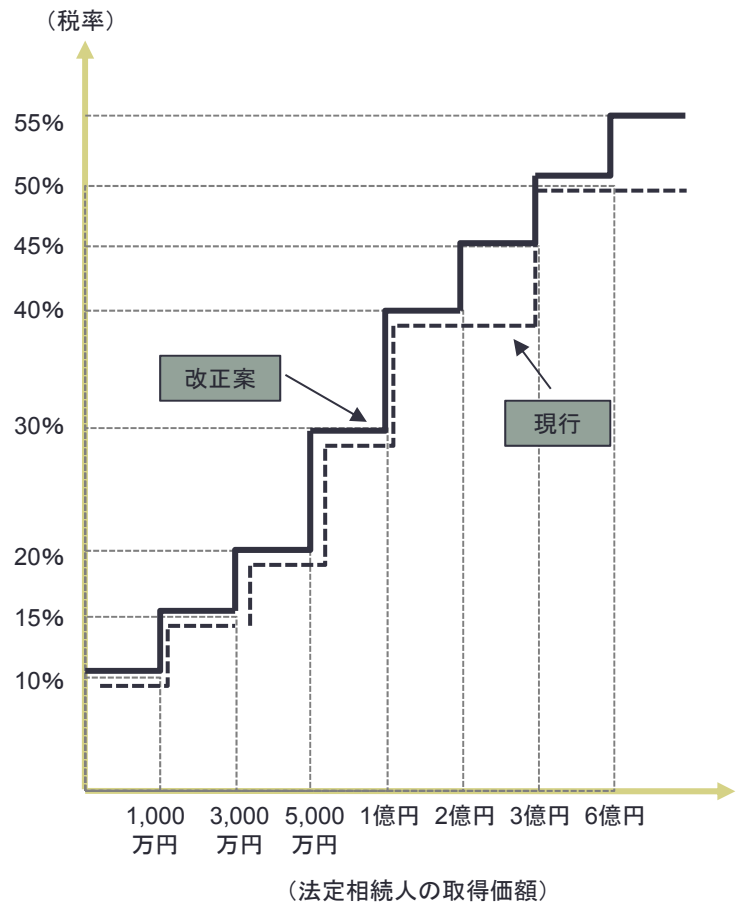

■死亡保険金の非課税限度額の制限（増税）

平成27年1月1日以降の相続又は遺贈により取得する財産に適用（？）

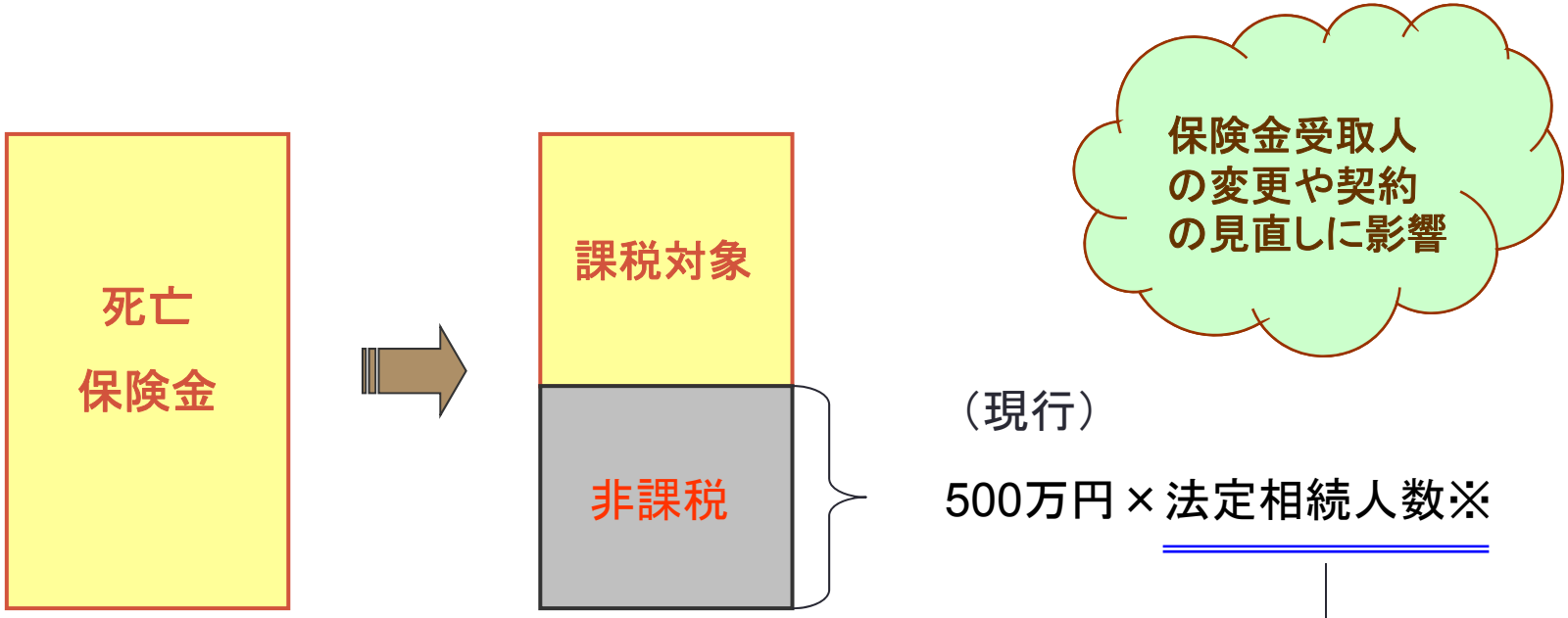

（現行）

500万円×法定相続人数※

※対象者が法定相続人のうち、①未成年者、②障害者、③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者（配偶者など）に限定されることになった。

■未成年者控除額及び障害者控除額の引上げ（減税）

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（？）

【未成年者控除額】

6万円×20歳に達するまでの年数

↓

（見直し案）

10万円

【障害者控除額】

6万円（特別障害者：12万円）

×85歳に達するまでの年数

↓

（見直し案）

10万円（特別障害者：20万円）

■平成27年の相続税の増税案は単年度で考えるのではなく、平成22年の小規模宅地等の特例の改正と合わせて増税の影響を考える。

小規模宅地等の特例の減額　その１

残された相続人が相続税を支払うために自宅を売却することがないように、
自宅を保護するための税務上の特典

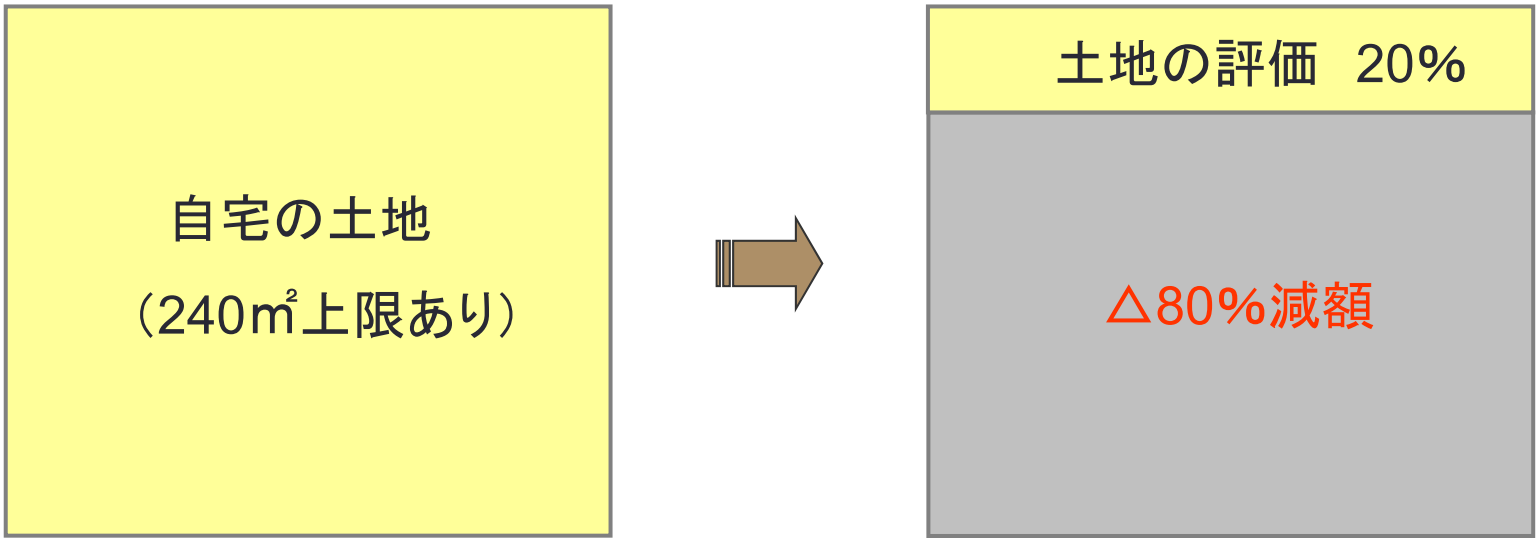

■小規模宅地等の特例の平成22年改正点（適用済）

改正前は死亡した方の自宅の敷地という事実だけで誰が取得をしても200㎡まで50%減額できた。

⇒ 改正により200㎡まで50%減額は廃止

自宅の土地の取得者			居住要件	所有要件	H22.3.31まで	H22.4.1以降
					減額割合	減額割合
配偶者			継続要件なし	なし	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
同居している相続人 （同一生計親族の居住用も含む）			継続あり	申告期限 まで所有	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額
			継続なし	申告期限 まで所有	**200㎡まで 50%減額**	**減額なし**
同居していない相続人	配偶者及び被相続人と同居している親族がいないケースで、別居相続人が取得	本人及び配偶者の持ち家に相続開始前3年間居住している。	なし	申告期限 まで所有	**200㎡まで 50%減額**	**減額なし**
		上記以外	なし	申告期限 まで所有	240㎡まで 80%減額	240㎡まで 80%減額

■参考）小規模宅地等の特例の平成22年改正点（適用）

小規模宅地等の特例の減額　その2

不動産貸付用地を所有している相続人の生活の安定のために税務上の特典がある

～賃貸経営を続けることが要件～

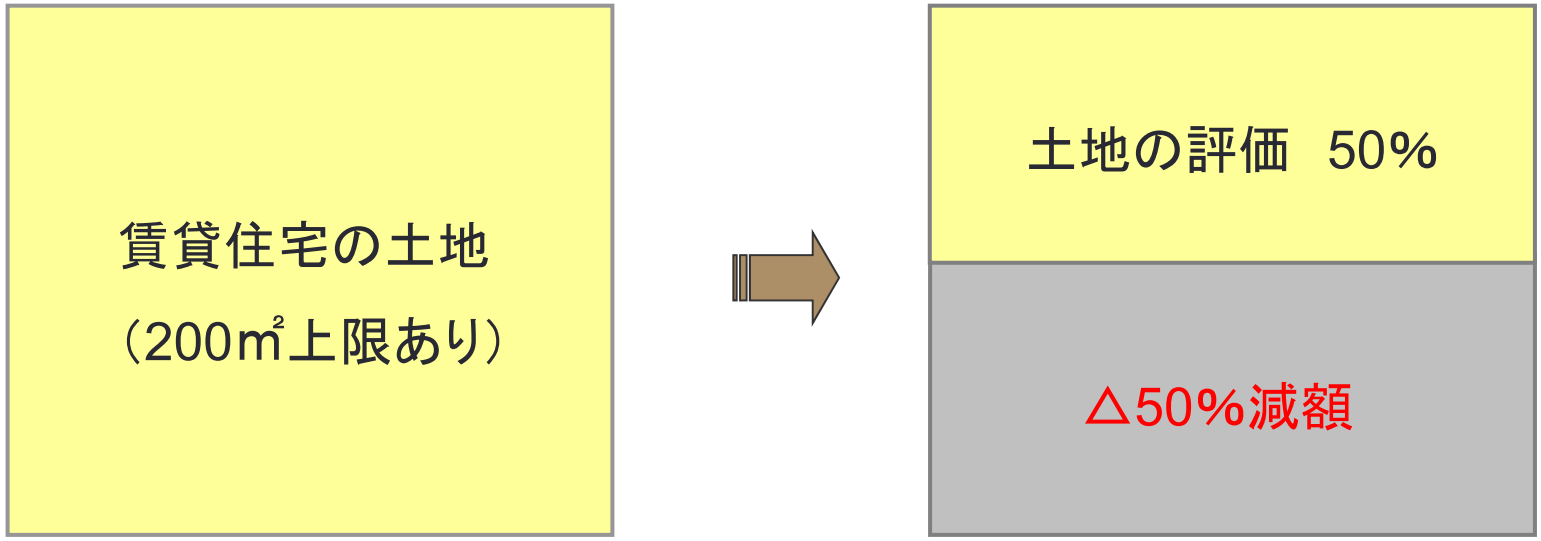

平成22年の税制改正により賃貸経営の継続要件が追加されたが、相続開始後も賃貸経営を継続している事が多いため、改正による影響は少ないと考えられる。

■改正による影響額（現行：1次相続税）

夫が死亡、相続人は、配偶者である妻と子供2名（独立しており、障害なし）の計3名
相続財産は、自宅の土地（評価額7,000万円　240㎡）、建物評価額1,500万円、預貯金2,000万円、
保険金2,000万円（受取人子供）（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

自宅の土地建物は妻が全部取得する。

小規模宅地等の特例の適用※

自宅土地　△5,600万円

基礎控除額8,000万円

1,000万円×3名＝3,000万円	
5,000万円	

土地	7,000万円×20%＝1,400万円
建物	1,500万円
預貯金	2,000万円
保険金	2,000万円－1,500万円＝500万円
合計	5,400万円
課税遺産総額	5,400万円－8,000万円＝＜　0
	相続税ゼロ

※小規模宅地等の特例適用のためには、相続税の申告書の提出義務あり

■改正による影響額（現行：2次相続税）

夫は以前死亡、妻に相続発生。相続人である子供2名は独立しており、それぞれ持ち家に居住している。
相続財産は、妻の自宅であった土地（評価7,000万円　240㎡）、建物評価額1,500万円、
預貯金1,000万円（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

2次相続税の変化　0万円（21年）→275万円（22年改正後）

小規模宅地等の特例適用なし
22年3月31日までの相続　△2,916万円
22年4月1日以降の相続　△0円

基礎控除額　7,000万円

1,000万円×2名 ＝ 2,000万円	
5,000万円	

土地		7,000万円
建物		1,500万円
預貯金		1,000万円
	合計	9,500万円
課税遺産総額	9,500万円－7,000万円＝2,500万円	
相続税額		275万円

自宅の土地を同居親族が取得するケースが増加することに伴い、金融資産が少ない場合には他の相続人への代償金の支払いのため銀行ローンを組むケースの増加が考えられる。

■改正による影響額（改正案：1次相続税）

夫が死亡、相続人は、配偶者である妻と子供2名（独立しており、障害なし）の計3名
相続財産は、自宅の土地（評価額7,000万円　240㎡）、建物評価額1,500万円、預貯金2,000万円、
保険金2,000万円（受取人子供）（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

1次相続税の変化　0万円→80万円

自宅の土地建物は妻が全部取得する。

小規模宅地等の特例の適用

自宅土地　△5,600万円

基礎控除額 ~~8,000万円~~ 4,800万円

600万円
~~1,000万円~~×3名
1,800万円
＝ ~~3,000万円~~

3,000万円
~~5,000万円~~

土地	7,000万円×20%＝1,400万円	
建物		1,500万円
預貯金		2,000万円
保険金	2,000万円－500万円＝1,500万円	
	合計	6,400万円
課税遺産総額	6,400万円－4,800万円＝1,600万円	
相続税額	（配偶者1/2取得）	80万円

■改正による影響額（改正案：2次相続税）

夫は以前死亡、妻に相続発生。相続人である子供2名は独立しており、それぞれ持ち家に居住している。
相続財産は、妻の自宅であった土地（評価7,000万円　240㎡）、建物評価額1,500万円、
預貯金1,000万円（債務、葬式費用は簡便にするためゼロとする）

2次相続税の変化　0万円（21年）→275万円（22年改正後）→ 695万円（今回改正案）

4,200万円
基礎控除額 ~~7,000万円~~

600万円
~~1,000万円~~×2名
1,200万円
＝ ~~2,000万円~~

3,000万円
~~5,000万円~~

小規模宅地等の特例適用なし
22年3月31日までの相続　△2,916万円
22年4月1日以降の相続　△0円

土地		7,000万円
建物		1,500万円
預貯金		1,000万円
	合計	9,500万円
課税遺産総額	9,500万円－4,200万円	＝5,300万円
相続税額		695万円

自宅の土地を同居親族が取得するケースが増加することに伴い、金融資産が少ない場合には他の相続人への代償金の支払いのため銀行ローンを組むケースの増加が考えられる。

■贈与とは

贈与とは、当事者の一方（贈与者）が自己の財産を無償で相手方（受贈者）に与える意思表示をし、相手方が受諾することによって成立する契約

●口頭でも書面でも可

しかし、書面による贈与のみに法的な拘束力が与えられたので、契約書を作成することがポイント！

■贈与の種類

① 生前贈与

贈与者が生存中に自分の財産を無償で他の人に与えることで、一般に「贈与」といえば生前贈与を指す。

② 死因贈与

生前に贈与する旨の契約をするが、贈与者が死亡することによって初めて効力が生じる贈与を「死因贈与」という。

③ 負担付贈与

「債務を弁済することを条件とする」など、贈与者だけではなく、受贈者も贈与に対する対価的な債務を負担するもの。

＜参　考＞

【贈与税の課税対象とされる贈与】

①民法上の贈与（非課税とされるものを除く）

②相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与

	みなし贈与の種類	贈与により取得したものとみなされる財産
①	信託財産	委託者以外の者を受贈者とする信託行為があった場合の信託受益権
②	生命保険金	満期等により取得した生命保険金等
③	定期金	給付事由の発生により取得した定期金の受給権
④	低額譲受	低額譲受けにより受けた利益
⑤	債務免除等	債務の免除、引き受けなどにより受けた利益
⑥	その他の利益の享受	その他の事由により受けた経済的な利益

■贈与の税務上の時効

- 税務上の時効とは・・・

- 名義預金の時効について

  祖父等から幼少の孫に対する贈与は？

■贈与をすると有利な財産

①将来値上がりのする可能性のある財産を贈与する

②高収益の賃貸不動産を贈与する

■贈与をする場合の注意点

①贈与による財産移転の証拠を残す

②贈与財産の管理などは受贈者が行う

■生前贈与を活用した対策

①暦年贈与（非課税？万円）の仕組み

②相続時精算課税制度（非課税？万円）による贈与を活用

③配偶者への居住用不動産の贈与の特例の活用

贈与税の配偶者控除　？　万円
？　年の婚姻期間その他要件有り

■生命保険金を活用した対策

①固有の財産

②遺産分割の対象にならない

■生命保険を活用した節税・納税資金対策

<保険料贈与プランを使って納税資金確保>

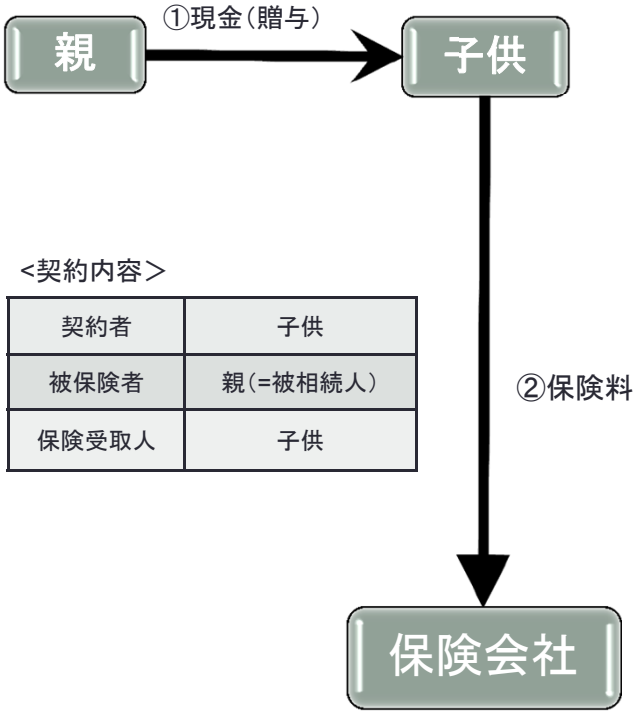

<契約内容>

契約者	子供
被保険者	親（=被相続人）
保険受取人	子供

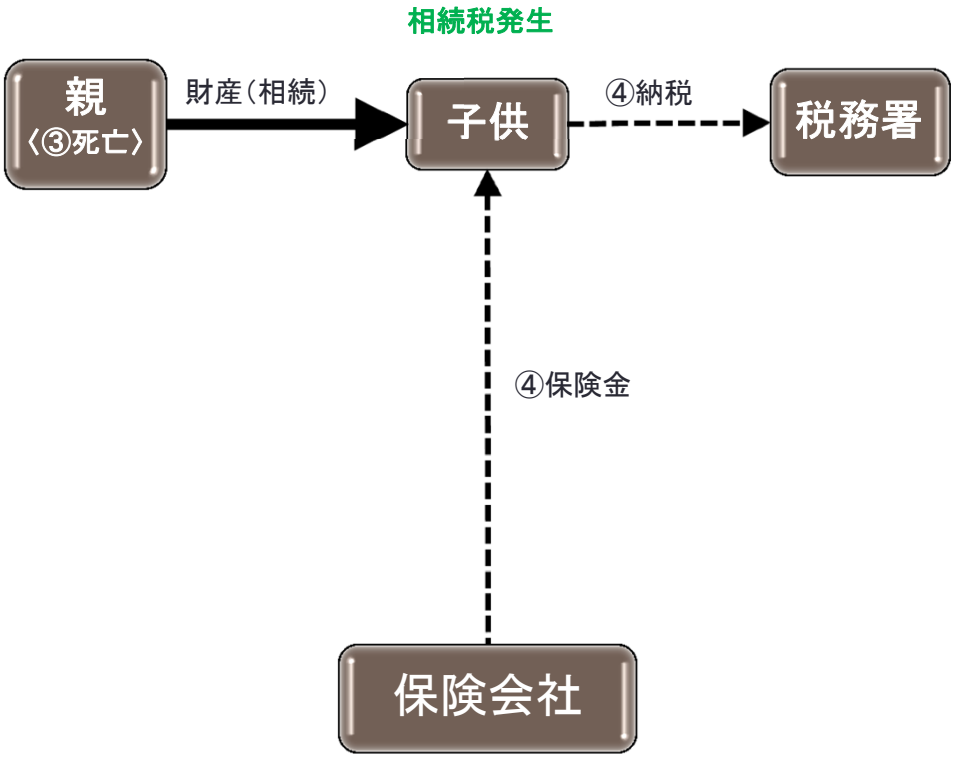

①親（=被相続人）から子供に現金を贈与する
②贈与された現金を元に、子供が保険契約を締結する。

③親の死亡にともない、相続発生。
④被保険者である親の死亡に伴い、保険会社より保険金を受け取り、
相続税の納税資金に充てる。
注）保険金には所得税がかかります。
{（受け取り保険金－支払保険料－50万円）×1/2}×税率

■資金贈与に関する制度

① 3つの贈与制度

受贈者が選択

相続時精算課税制度

●2,500万円に達するまで特別控
●2,500万円を超える部分は一律20%の税率で贈与税

●住宅取得等資金贈与に限って贈与する親の年齢の制限なし（平成26年12月31日まで）

ただし、一度選択適用するとその贈与者からの贈与は暦年の贈与制度に戻れない

住宅取得等資金贈与

	H24	H25	H26
A	1,000万円	700万円	500万円
B	1,500万円	1,200万円	1,000万円
所得2,000万円以下の受贈者に限る			

A: 一般住宅用家屋
B: 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋

暦年贈与制度

●110万円の基礎控除
●高い累進税率で課税
→ 相続開始前３年以内の贈与分を除いて納税完了

相続発生!!

相続財産に加算しなくてよい

適用後の贈与財産をすべて相続財産に加算

贈与財産は贈与時の課税価格

相続開始前３年以内の贈与財産を相続財産に加算

相続税を計算し、既に支払った贈与税があれば差し引く（又は還付）

相続税を計算し、既に支払った３年以内の贈与税があれば差し引く

納税完了

■資金贈与に関する制度

② 暦年贈与と相続時精算課税及び住宅取得等資金非課税特例

	暦年贈与	相続時精算課税贈与		住宅取得等資金 非課税特例			
		一般枠	住宅取得等資金				
贈与者 （意思表明の可能な人）	親族ほか第三者からの 贈与を含む	その年1月1日現在 65歳以上の父母	父又は母 （年齢制限なし）	直系尊属（父、母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母…） （年齢制限なし）			
受贈者 （意思表明の可能な人）	意思表明の可能な人 年齢制限なし	その年1月1日現在20歳以上の 直系卑属である相続人 （代襲相続人を含む。養子でもOK）		その年1月1日現在20歳以上の 直系卑属 （合計所得金額2,000万以下の者に限る）			
控除額 （非課税枠）	基礎控除（毎年） 年110万円	特別控除 2,500万円			平成24年	平成25年	平成26年
				A	1,000万円	700万円	500万円
				B	1,500万円	1,200万円	1,000万円
				A：一般住宅用家屋 B：省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋			
選択手続	贈与を受けた年の翌年 3月15日までに申告 （基礎控除以下なら申告不要）	贈与を受けた年の翌年 3月15日までに申告					
税率	超過累進税率 10%～50%（6段階）	制度選択後の贈与を累積して、 累積額から 特別控除後一律20%		超えた部分について、相続時精算課税、暦年贈与、それぞれのしくみで課税			
相続発生時の 相続財産への 加　算	相続で財産を取得した者については、贈与時点から3年以内に贈与者に相続が発生すると加算して相続税が課される（贈与税非課税分も）	贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算 （相続税を超えて納付した贈与税は還付）		非課税の特例のため 相続財産への加算なし			
特別控除の 複数適用	なし	父母（養父母）からそれぞれ可能		なし			
適用期限	なし	なし	平成26年12月31日までの贈与	平成24年1月1日から 平成26年12月31日までの贈与			

■贈与税の改正案の内容（暦年贈与の改正について）

＜税率構造の改正・最高税率の引上げ・新設贈与＞

基礎控除後の課税価額	現　行	改正案	
		一般暦年	尊属暦年
200万円以下の金額	10%	10%	10%
300万円　〃	15%	15%	15%
400万円　〃	20%	20%	15%
600万円　〃	30%	30%	20%
1,000万円　〃	40%	40%	30%
1,500万円　〃	50%	45%	40%
3,000万円　〃	50%	50%	45%
4,500万円　〃	50%	55%	50%
4,500円超の金額	50%	55%	55%

＜相続税と贈与税の税率の構造＞

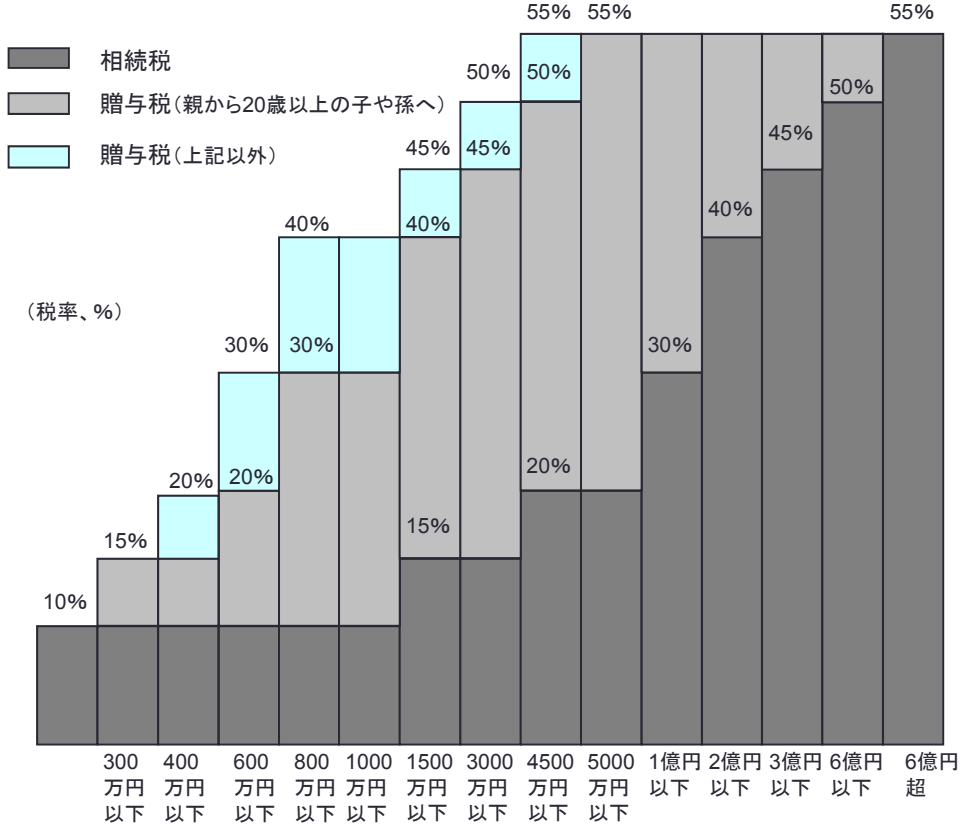

	贈与税	相続税
基礎控除額	110万円	3000万円＋600万円×法定相続人数
最高税率	55%（4500万円超）	55%（6億円超）
最低税率	10%	10%（1000万円以下）

■相続時精算課税制度の要件緩和

（1）趣　旨

・高齢化の進展や資産移転時期の高齢化に伴い、高齢者層が保有する資産の保有割合が高まってきている。

・高齢化が保有する金融資産を活用し、若年層の受託取得を促進することによって内需の拡大を図る。

（2）制度の概要と改正内容

・住宅取得等資金以外の通常の贈与
相続時精算課税の受贈者の範囲に、20歳以上の孫も追加されることになる。

いずれかを受贈者が選択

		暦年課税	相続時精算課税　（平成15年以降）
控除額		基礎控除　110万円	特別控除　2,500万円
非課税額		―	―
控除額＋非課税額		110万円	2,500万円
税　率		累進税率 10%～55%　（改正前50%）	一律20%
相続時に課税対象とされる金額		相続開始前の3年以内の贈与財産の評価額	贈与財産の評価額
要件	贈与者	なし	父母・祖父母　60歳以上 （改正前　父母65歳以上）
	受贈者	なし	20歳以上の推定相続人・孫 （改正前　20歳以上の推定相続人）
平成20年分申告人数		25.2万人	7.4万人

■贈与税と相続税の税率比較表

贈与税の課税対象金額	税率	相続税の課税対象金額
200万円以下	10%	1，000万円以下
300万円以下	15%	3，000万円以下
400万円以下	20%	5，000万円以下
600万円以下	30%	1億円以下
1，000万円以下	40%	3億円以下
1，000万円超	50%	3億円超

■生前贈与を活用した節税対策(改正後)

例）相続財産　3億円

法定相続人：　２人(長男・次男)

現金贈与の対象者：　長男・次男・長男の配偶者・次男の配偶者・長男の子供2人・次男の子供2人　合計8人

	10年後の相続財産	10年後の相続税額（A）	10年間の贈与財産総額	10年間の贈与税額累計（B）	合計 (A)＋(B)
贈与を10年間全く行わない場合	3億円	8,600万円	0円	0円	8,600万円
長男・次男に110万円ずつ10年間贈与した場合	2億7,800万円	7,720万円	2,200万円	0円	7,720万円
長男・次男に310万円ずつ10年間贈与した場合	2億3,800万円	6,120万円	6,200万円	400万円	6,520万円
孫などを加えた合計8人に110万円ずつ10年間贈与した場合	2億1,200万円	5,080万円	8,800万円	0円	5,080万円

◎10年間全く贈与を行わなかった場合と8人に110万円ずつ10年間現金贈与を続けた場合とでは、税額は3,520万円圧縮できます。
（8,600万円－5,80万円＝3,520万円）

■改正前シミュレーション

◎「子」「孫」への現金贈与は、長い間継続することで大きな節税効果があります。

例） 相続財産6億円

法定相続人：2人（長男・次男）

現金贈与の対象者：長男・次男・長男の配偶者・次男の配偶者・長男の子供2人・次男の子供2人　合計　8人

	10年後の相続財産	10年後の相続税額（A）	10年間の贈与財産総額	10年間の贈与税額累計（B）	合　計（Ａ）＋（Ｂ）
贈与を10年間全く行わない場合	6億円	1億7,800万円	0円	0円	1億7,800万円
長男・次男に110万円ずつ10年間贈与した場合	5億7,800万円	1億6,920万円	2,200万円	0円	1億6,920万円
長男・次男に310万円ずつ10年間贈与した場合	5億3,800万円	1億5,320万円	6,200万円	400万円	1億5,720万円
孫などを加えた合計8人に110万円ずつ10年間贈与した場合	5億1,200万円	1億4,280万円	8,800万円	0円	1億4,280万円
孫などを加えた合計8人に310万円ずつ10年間贈与した場合	3億5,200万円	7,880万円	2億4,800万円	1,600万円	9,480万円

◎10年間全く贈与を行わなかった場合と8人に310万円ずつ10年間現金贈与を続けた場合とでは、税額は8,320万円圧縮できます。

■改正後シミュレーション

◎「子」「孫」への現金贈与は、長い間継続することで大きな節税効果があります。

例） 相続財産6億円

法定相続人：2人（長男・次男）

現金贈与の対象者：長男・次男・長男の配偶者・次男の配偶者・長男の子供2人・次男の子供2人　合計　8人

	10年後の相続財産	10年後の相続税額（A）	10年間の贈与財産総額	10年間の贈与税額累計（B）	合　計（Ａ）＋（Ｂ）
贈与を10年間全く行わない場合	6億円	1億9,710万円	0円	0円	1億9,710万円
長男・次男に110万円ずつ10年間贈与した場合	5億7,800万円	1億8,720万円	2,200万円	0円	1億8,720万円
長男・次男に310万円ずつ10年間贈与した場合	5億3,800万円	1億6,920万円	6,200万円	400万円	1億7,320万円
孫などを加えた合計8人に110万円ずつ10年間贈与した場合	5億1,200万円	1億5,750万円	8,800万円	0円	1億5,750万円
孫などを加えた合計8人に310万円ずつ10年間贈与した場合	3億5,200万円	9,000万円	2億4,800万円	1,600万円	1億600万円

◎10年間全く贈与を行わなかった場合と8人に310万円ずつ10年間現金贈与を続けた場合とでは、税額は9,110万円圧縮できます。

■賃貸マンション建設の節税効果

前提条件：　①1億円の土地を所有。 更地として保有。
②銀行借入1億円で、賃貸マンションを建設（建築価格1億円）

（建築前）　単位：円

路線価	100,000
地積（㎡）	1,000
評価額	100,000,000
賃貸掛け目	100%
最終評価額	100,000,000

土地	100,000,000
建物	0
合計	100,000,000
借入額	0
課税価額	100,000,000

（建築後）　単位：円

路線価	100,000
地積（㎡）	1,000
評価額	100,000,000
賃貸掛け目	82%
最終評価額	82,000,000

土地	82,000,000
建物	42,000,000
合計	124,000,000
借入額	100,000,000
課税価額	24,000,000

◎財産評価が76百万円減少。

100,000千円（建築価格）×60%＝60,000千円（建物評価）
60,000千円×（1-30%〈借家人の権利割合〉）＝42,000千円

■資産家における6つの相続税対策とは？

1.贈与対策（暦年贈与を複数年）

2.建物対策（賃貸住宅、自宅の新築・改築）

3.組替対策（霊園購入、資産保有会社）

4.債務対策（葬儀にお金を、生前の経費）

5.相続人対策（実子がいる場合一人まで養子は可）

6.非課税対策（退職金、生命保険）

身近にいますか？資産対策のパートナー

専門のノウハウと幅広いネットワーク！
『会計事務所』だからこそできる資産対策のご提案・アドバイスがあります。
事前のご相談が資産対策の成功につながります。お気軽にご相談ください。

■商号　税理士カインズ

■所在地　〒561－0881
大阪府豊中市中桜塚4－9－38
ユタカマンション1F

TEL　06－6856－0424
FAX　06－6856－2087

MAIL　kitaaki@tkcnf.or.jp
HP　http://www.kinds.or.jp

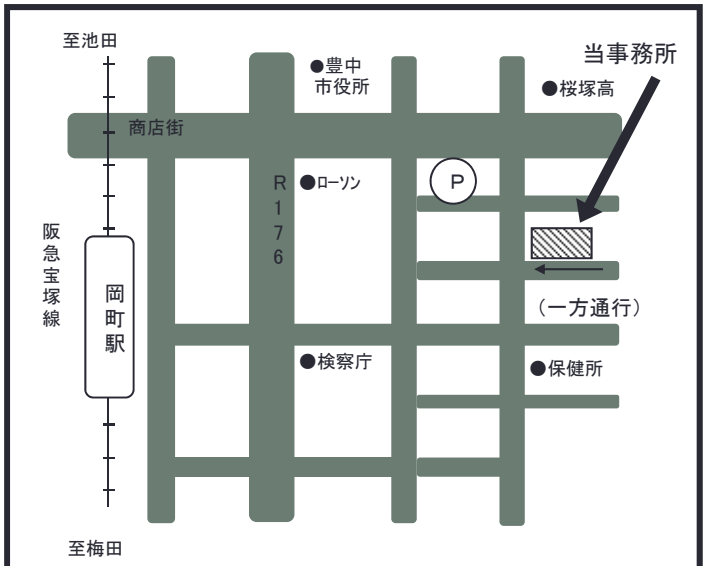

阪急宝塚線　岡町駅下車　徒歩12分
近くに駐車場（タイムズ）もあります。